

2017年7月10日

企業会計基準委員会 殿

株式会社 Ubicom ホールディングス
執行役員コーポレート本部長
豊福 政博

実務対応報告公開草案第 52 号に対するパブリックコメント**質問 1**

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、一般的に、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引について、現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引と理解しているのであり、この提案に同意しない。

【理由】**<本テーマを検討する理由が理解できないこと>**

当社は、権利確定条件付き有償新株予約権(以下、「有償新株予約権」という。)を、従前、概ね下記の手続きを経て有償新株予約権を発行してきた。

1. 法律上の検討
2. 第三者評価機関による公正価値の検討
第三者評価機関による新株予約権の価値評価報告書の取得
3. 顧問税理士への相談等税務上の検討
4. 監査法人に対する説明、会計処理の確認
5. 監査役に対する説明（上記 1. ~ 4. の検討結果の説明）

上記の手續の過程で、当社は、有償新株予約権の発行について、従業員等が当社発行の有価証券に対して公正価値をもって投資する機会を提供する制度と理解してきた。

公正価値については、第三者評価機関と慎重に議論し、将来のキャッシュ・フローの発生確率に基づくオプション価値評価理論により算定された結果をもって検討している。会社と付与対象者相互に受け取る経済的利益は、払い込む現金と新株予約権とがイコールであり、相互にその他の経済的利益は具体的には存在しないと理解している。

法律上も新株予約権の公正価値相当額を実際に払い込んで発行される制度であることから、従業員等に財産上の利益を付与するものではなく、役員報酬決議や事業報告における開示の対象とならないと整理されている。

監査法人との協議にあたっては、その性質や公正価値について質疑応答を行った上、慎重に議論した結果、理解を共有した上で発行の意思決定に至り、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づく会計処理を行い、監査法人からも当該会計処理について修正を要する監査差異の指摘はない。また、他社事例を見ても承知する限り全て同様の会計処理をしている。

このような実務が行われているところ、平成26年12月1日の企業会計基準委員会で「企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）の適用対象となるのかについて、必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。」と説明され、新規テーマとして検討されることになったことは理解に苦しむところである。唐突にストック・オプション会計基準の適用対象と解すべきことを明確にする旨の提言がなされた理由は、導入企業が相当程度でできたことをあげるのみで、定着した実務の問題点をあげていない。何のための検討なのか全く理解できない。有償新株予約権についてこれまで実務上の混乱は生じておらず、法律上も税務上も理解が整合的になっている中で、本公開草案は結論ありきの独自の解釈を示すものであり却って実務に混乱を生ぜしめるものとなっている。

そのような懸念を惹起してまで是正しなければならない実務上の要請があるのであれば、その必要性や問題意識を明らかにした上で議論すべきであるが、本公開草案にはなんらの説明がない。そのため、議論の本質が見えず、賛同する方向での検討ができない。議論の意義が見えない中での委員会の議論は、議事録を見る限り結論ありきで議論がなされたと考えざるを得ない。

なお、上記のとおり、本公開草案の対象とする「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引」については、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものではないと理解しており、当該取引を報酬として取り扱うことを前提とした質問2から質問4についても、当該提案に同意しない。

以上